

2021年7月2日

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

東京都港区三田三丁目五番二七号

日本板硝子株式会社

代表執行役 森 重 樹

岐阜県不破郡垂井町六三〇番地

日本板硝子コンパス株式会社

代表取締役 古 市 第 吾

日本板硝子株式会社(「以下、「分割会社」といいます。»)は、日本板硝子コンパス株式会社(以下、「承継会社」といいます。)との間で2021年6月18日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年9月1日(予定)を効力発生日として、分割会社が営むバッテリーセパレーター事業に関して分割会社が有する吸収分割契約(別紙1)記載の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といいます。)を行うことといたしました。本会社分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

本会社分割に際して、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務の対価として承継会社の普通株式3万4,900株を交付いたします。分割会社は、承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、交付株式数は、承継対象となる資産及び負債について評価を行い、かつ承継会社の1株当たりの価値と比較検討のうえ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本会社分割による承継会社の資本金及び準備金の増加額は、承継会社の機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、相当であるものと判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 成立の日における貸借対照表

別紙2に記載のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本会社分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務につき、いずれも履行の見込みがあると判断しております。

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2021年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は765,197百万円、負債の額は677,003百万円、純資産の額は88,194百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は3,646百万円、負債の額は1,168百万円となる見込みであり、本会社分割が分割会社に与える影響は軽微であり、かつ、本会社分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の設立時（2021年4月27日）の貸借対照表における資産の額は1百万円、負債の額は0円、純資産の額は1百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、分割会社が承継会社に承継させる資産及び負債の額は上記（1）のとおりです。以上より、本会社分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、かつ、本会社分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上

吸収分割契約書

日本板硝子株式会社（以下「甲」という。）と日本板硝子コンパス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、次のとおり、吸収分割契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（本件分割の内容）

第1条 甲は、甲を分割会社、乙を承継会社とし、甲の営む事業のうち、バッテリーセパレーター事業（以下「本件事業」という。）に関する別紙記載の権利義務を吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号のとおりとする。

- ① 甲（分割会社）
 - ・商号 日本板硝子株式会社
 - ・住所 東京都港区三田3丁目5番27号
- ② 乙（承継会社）
 - ・商号 日本板硝子コンパス株式会社
 - ・住所 岐阜県不破郡垂井町630番地

（本件分割により承継する権利義務）

第2条 乙は、第6条に規定する効力発生日において、別紙記載の本件事業に関する資産・債務・雇用契約その他の権利義務を、甲から承継する。

2 前項の債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

（本件分割に際して交付する金銭等に関する事項）

第3条 乙は、本件分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式3万4,900株を交付する。

（乙の資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本件分割によって増加する乙の資本金及び準備金の額については、以下の各号のとおりとする。

- ① 資本金 3億4,900万円
- ② 資本準備金 0円
- ③ その他資本剰余金 会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から第

①号及び第②号に掲げる額を減じて得た額

④ 利益準備金 0円

(本件契約の承認)

第5条 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本件契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。

2 乙は、効力発生日の前日までに、本件契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する乙の株主総会決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)を行う。

(効力発生日)

第6条 本件分割の効力発生日は、2021年9月1日とする。但し、甲及び乙は、協議の上、書面による合意により、これを変更することができる。

(解除・変更)

第7条 甲及び乙は、本件契約締結後、第6条に規定する効力発生日の前日までに、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合又はその他本件分割の目的の達成が困難となった場合は、協議によって本件分割の条件・内容を変更すること及び本件契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

(本件分割の効力)

第8条 本件契約は、第5条第2項に規定する乙の株主総会の承認が得られない場合、法令に定められた関係官庁の認可が得られない場合又は前条に基づき本件契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。この場合、甲及び乙は、相互に賠償等を請求しないものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第9条

- 1 本件契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本件契約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

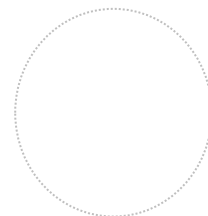
第10条 甲及び乙は、本件契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上

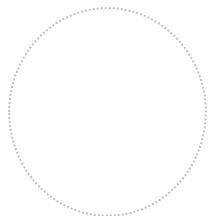
以上、本件契約締結の証として、本件契約書2通を作成し、甲乙記名捺印し、それぞれ各1通を保有する。

2021年6月18日

甲 東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
代表執行役 森 重 樹



乙 岐阜県不破郡垂井町630番地
日本板硝子コンパス株式会社
代表取締役 古 市 第 吾



(別紙)

承継対象権利義務明細

1. 承継する資産

- (1) 本件事業に関する垂井事業所における一切の資産（以下の土地及び建物、設備及び在庫を含む）

[土地]

| | 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) |
|----|-----------|----------|-----|-----------|
| 1 | 不破郡垂井町字中野 | 630 番 1 | 宅地 | 33,524.07 |
| 2 | 不破郡垂井町字中野 | 630 番 5 | 宅地 | 23,772.70 |
| 3 | 不破郡垂井町字野田 | 497 番 2 | 宅地 | 5,812.65 |
| 4 | 不破郡垂井町字野田 | 497 番 13 | 宅地 | 2,924.16 |
| 5 | 不破郡垂井町字野田 | 525 番 1 | 雑種地 | 356 |
| 6 | 不破郡垂井町字日守 | 114 番 2 | 宅地 | 575.00 |
| 7 | 不破郡垂井町字日守 | 115 番 1 | 宅地 | 802.00 |
| 8 | 不破郡垂井町字日守 | 115 番 2 | 宅地 | 215.00 |
| 9 | 不破郡垂井町字日守 | 116 番 1 | 宅地 | 234.00 |
| 10 | 不破郡垂井町字日守 | 116 番 2 | 宅地 | 969.00 |
| 11 | 不破郡垂井町字日守 | 116 番 3 | 宅地 | 312.79 |
| 12 | 不破郡垂井町字日守 | 122 番 1 | 宅地 | 5,650.51 |
| 13 | 不破郡垂井町字日守 | 122 番 4 | 宅地 | 115.28 |
| 14 | 不破郡垂井町字日守 | 133 番 | 雑種地 | 763 |
| 15 | 不破郡垂井町字日守 | 134 番 2 | 雑種地 | 446 |

[建物]

上記土地上に存在する甲所有の建物

[設備]

上記土地上に存在する甲所有の設備（平成 21 年 4 月 15 日付の放射性同位元素等使用許可証（使第 5 3 1 7 号）に係る全ての放射線使用施設及び放射線同位元素を含む）

[在庫]

垂井事業所にある原材料、仕掛品、完成品及び予備品等

(2) 本件事業に関する津事業所の原綿製造設備（但し、光熱供給システムを除く）、原綿の原材料、仕掛品及び完成品

(3) 以下の土地、建物その他の固定資産

[土地]

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) |
|--------------|---------|-----|---------|
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 535 番 1 | 雑種地 | 6.61 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 577 番 3 | 宅地 | 13.20 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 582 番 2 | 宅地 | 24.00 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 583 番 | 宅地 | 257.00 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 584 番 1 | 宅地 | 198.00 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 584 番 3 | 宅地 | 195.00 |
| 津市一志町小山字鳥居ノ本 | 534 番 2 | 宅地 | 4200.56 |
| 津市一志町八太字池ノ坪 | 293 番 2 | 雑種地 | 610.00 |
| 津市一志町八太字池ノ坪 | 293 番 4 | 宅地 | 47.02 |

[建物]

上記土地上に存在する甲所有の建物

[その他の固定資産]

上記土地上に存在する甲所有の固定資産

- (4) バッテリーセパレーター事業部所管の本件事業に関する知的財産権
- (5) ENTEK Pte. Ltd.の株式
- (6) 現金
- (7) 本件事業に関する行政許認可及び ISO 認証（法令上承継可能なものに限る）
- (8) 本件承継対象従業員（以下に定義する）に係る年金資産
- (9) 本件承継対象契約（以下に定義する）に基づく売掛債権であって本件分割の効力発生時点において未払いのもの（ファクタリング中のものを除く）

2. 承継する債務

- (1) 本件事業に関する流動負債及び固定負債に属する債務
- (2) 本件承継対象従業員（以下に定義する）に係る年金債務

但し、以下の債務については承継対象外とする。

- ① 本件承継対象従業員（以下に定義する）以外の従業員に係る年金債務
- ② 本件承継対象従業員（以下に定義する）に係る未払い賃金債務
- ③ ファクタリング中の売掛債権についての買戻し債務
- ④ 不法行為債務
- ⑤ 仕入先又は顧客との間の契約違反に基づく債務

3. 承継する契約（以下「本件承継対象契約」という。）

本件事業に関して甲が締結している契約（本件事業以外の甲の事業にも関連して締結されている契約、本件分割又は株式譲渡に際して契約相手方の同意が必要である契約であって当該契約相手方の同意が取得できなかった契約、その他甲及び乙が別途合意したものを除く）における契約上の地位及びこれに基づく権利義務

4. 従業員（以下「本件承継対象従業員」という。）

本件分割の効力発生の直前時点において本件事業に主として従事する従業員（購買部（垂井駐在）1名、2021年9月末早期退職予定者1名、バッテリーセパレーター事業部津製造グループの一般職10名及び日硝加工株式会社への出向者6名を除く）並びに当該従業員との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく権利義務

貸借対照表

(2021年4月27日設立現在)

| (単位：円) 資産の部 | | 純資産の部 | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | [1, 000, 000] | 【株主資本】 | [1, 000, 000] |
| 現金及び預金 | 1, 000, 000 | 資本金 | 1, 000, 000 |
| 資産合計 | 1, 000, 000 | 純資産合計 | 1, 000, 000 |